

28監 第 81 号
平成28年8月12日

土木・建築関係団体等代表者 様

長崎県土木部監理課長
(公 印 省 略)

県退職者の再就職に関する雇用手続き等について（依頼）

本県の土木行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、本県では県退職者の再就職の透明性及び公平性の確保を図るため、「長崎県退職者の再就職に関する取扱要綱」及び「長崎県退職者の再就職に関する取扱要領」が平成28年4月1日から施行されました。

つきましては、県退職者の雇用を希望される場合は、下記に留意の上、雇用の手続きを頂きますようお願いいたします。

また、県退職者の雇用を希望される会員企業等がありましたら、制度の施行及び県退職者の雇用手続きにつきまして、周知していただきますよう、併せてお願いいたします。

記

＜要綱・要領の主な内容＞

(1) 再就職者の支援

「長崎県退職者再就職支援の手続」により、再就職者の支援を行う。

※県退職者の雇用を希望する場合は、求人票（様式第2号）の提出が必要。

(2) 他の職員についての依頼等の規制

職員は、他の職員若しくは職員であった者の再就職をあっせんしてはならない。

(3) 在職中の求職の規制

職員は、利害関係企業等への求職活動をしてはならない。

＜送付書類＞

- ・「県退職者（平成28年度末）の雇用を希望する営利企業等のみなさまへ」
- ・長崎県退職者の再就職に関する取扱要綱
- ・長崎県退職者の再就職に関する取扱要領

※ 平成28年度末の県退職者の雇用を希望する場合の求人票の提出時期は、10月下旬以降となりますが、その際は改めて提出依頼のお知らせをいたします。

(この文書に関する取扱)
長崎県土木部監理課 徳永
Tel:095-894-3011
(制度内容のお問い合わせ)
長崎県総務部人事課公務災害班
Tel:095-894-2151

『県退職者(平成28年度末)の雇用を希望する 営利企業等のみなさまへ』<長崎県人事課>

県は、職員として長年培った知識、経験を有する県退職者の雇用を希望する営利企業等に職員が再就職する場合、「長崎県退職者再就職支援の手続」により、再就職者の支援を行っております。

「求人票」の提出

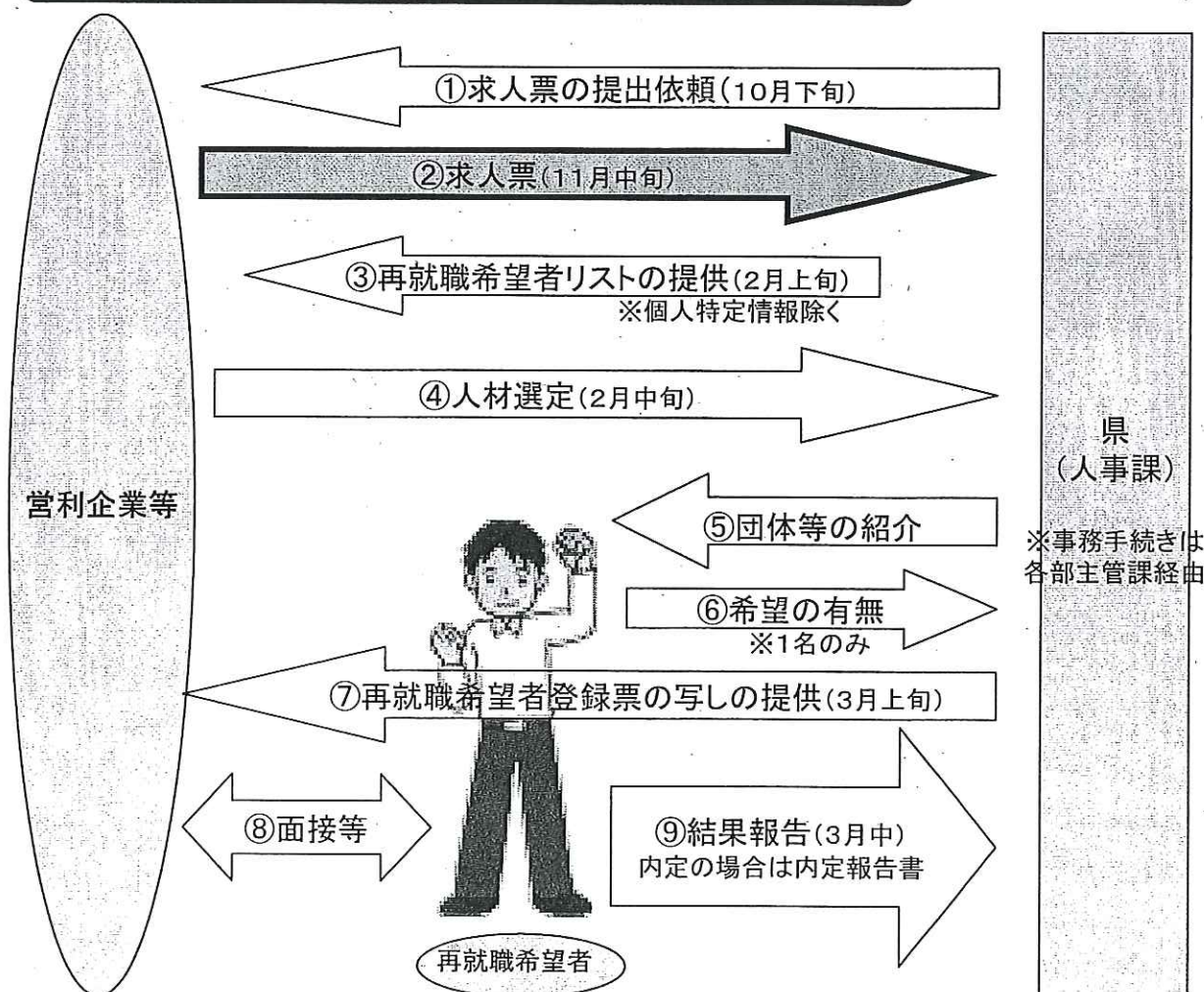
- 県退職者の雇用を希望する場合は、求人票(様式第2号)の提出をお願いします。



在職中の求職の規制

職員は、利害関係のある企業等に対する求職活動が禁止されています。ただし、「長崎県退職者再就職支援の手続」による求職活動は可能です。

長崎県退職者再就職支援の手続き(フロー)と予定スケジュール



- 同手続きの詳しい内容については、人事課ホームページをご覧ください。
県ホームページ→人事課→人事行政の運営等の状況→職員の退職管理について